

草津町におけるリゾートマンション開発事業に関し、次のとおり取り扱うものとする。

平成26年6月9日

草津町長 黒 岩 信 忠

草津町におけるリゾートマンション開発事業に関する取り扱い方針

草津町は、先人が守り続けてきた豊富な温泉と豊かな自然環境に恵まれた郷土草津町の景観と環境を大切に守り、つくり、より快適で魅力的なまちに育てるため、昭和49年から「草津町土地開発事業等指導要綱」を制定し、適正な開発への規制と誘導を行ってきました。

しかしながら、昭和後期から平成初期にかけて、いわゆるリゾートマンションの開発事業が増加し、これ以上の開発が推移すると、観光を基幹産業とするリゾート草津の自然景観、自然環境、土地利用等に大きな弊害を残すことが憂慮されたことから、平成4年9月14日に「草津町におけるリゾートマンション開発事業に関する取扱い方針」を定め、その後のリゾートマンションの開発に歯止めをかけてきました。

そして、近年では、経済社会の成熟化に伴い、「量的充実」から「質的向上」へと価値観も更に変化し、「付加価値の高いまちづくり」が求められています。

このことから、先人が守り続けてきた豊富な温泉と豊かな自然環境に恵まれた郷土草津町の景観と環境を大切に守り、つくり、より快適で魅力的な町に育てるため、景観法に基づく景観計画を平成26年5月に取りまとめ「草津町景観まちづくり条例」を同年10月1日から施行し、今後100年先を見据えたまちづくりを行う決意であります。

ついては、引き続き草津町におけるリゾートマンションの開発事業について、次のとおり取り扱う方針であります。

[方 針]

草津町景観まちづくり土地開発事業等指導要綱（平成26年草津町要綱第4号）第7条第1項に規定する事前協議のうち、リゾートマンション開発事業に係るものについては、平成4年9月14日から引き続きこれを受理しないこととする。